

令和4年度社会福祉法人等に対する指導監査の結果

1 指導監査の実施状況

令和4年度の指導監査は、茨木市社会福祉法人等指導監査の実施に関する規則、実施方針及び実施計画に基づき、本市が所管する社会福祉法人22法人のうち9法人及び社会福祉施設等75施設に対し、本部運営（社会福祉法人のみ）、会計管理、職員処遇、利用者支援及び食事提供について実地による指導監査を実施したものであり、その内訳については次のとおりである。

○指導監査の実施状況（令和4年度）

		対象法人・施設等数	実施法人・施設等数	実施率
社会福祉法人		22	9	40%
保育所（私立）		13	13	100%
保育所（公立）		5	5	100%
認定こども園	幼保連携型認定こども園	29	29	100%
	保育所型認定こども園	1	1	100%
家庭的保育事業等	小規模保育事業	19	19	100%
	事業所内保育事業	2	2	100%
特別養護老人ホーム（定員29人以下）		6	6	100%
合 計		97	84	87%

2 指導監査の結果の概要について

(1) 法人運営に関するもの

社会福祉法人9法人に対して監査を実施したところ、本部運営で20件、本部会計で19件の文書指摘があった。本部運営の指摘事項では「評議員会について」「監事について」が全体の50%、本部会計では「決算について」が全体の37%あった。

(2) 施設等運営に関するもの

社会福祉施設等75施設に対して監査を実施したところ、施設会計で5件、職員処遇で9件、利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）で4件、利用者支援（特別養護老人ホーム）で3件、食事提供で14件の文書指摘があった。

施設会計の指摘事項では「財産管理について」が全体の80%、職員処遇では「職員配置について」が全体の56%、利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）及び（特別養護老人ホーム）では全て「施設設備について」、食事提供では「衛生管理について」が全体の57%あった。

指摘事項ごとの数及び割合については、次項に記載する。

3 指導監査の指摘事項について

【法人に対する文書指摘】

(本部運営)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 定款について	3	15%
2 内部管理体制について	0	0%
3 評議員について	0	0%
4 評議員会について	6	30%
5 理事について	1	5%
6 監事について	4	20%
7 理事会について	2	10%
8 会計監査人について	0	0%
9 役員等の報酬について	2	10%
10 情報の公表について	0	0%
11 その他	2	10%
合 計	20	-

※文書指摘事項の主な例

1 定款について

- ・定款に記載された内容と事実が異なるため是正すること。

4 評議員会について

- ・評議員会の決議に際し、特別の利害関係を有する評議員の有無を確認すること。
- ・評議員会の招集にあたっては、その日時、場所及び議案の概要について理事会の決議により定めること。
- ・評議員会の議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。

6 監事について

- ・監事の選任について、評議員会に提出された監事の選任に関する議案は、同意を証する書類を徴するなどによって、監事の過半数の同意を得ること。

7 理事会について

- ・理事会の審議状況について、理事会の決議があったとみなされた場合における理事全員の同意は、理事長を含めたすべての理事について同意書を徴すること。

9 役員等の報酬について

- ・役員等報酬規程を変更する際は、評議員会において定めること。

11 その他

- ・登記事項について変更が生じた場合は、変更登記を期限までに行うこと。

(本部会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 会計管理について	3	16%
2 会計書類について	1	5%
3 出納事務について	2	10%
4 財産管理について	3	16%
5 決算について	7	37%
6 収入について	0	0%
7 支出について	1	5%
8 その他	2	10%
合 計	19	-

※文書指摘事項の主な例

1 会計管理について

- ・ 経理規程について、現行の社会福祉法人会計基準に沿った内容となる様、規定内容を見直すこと。また、規程の改廃にあつては理事会の承認を得ること。

3 出納事務について

- ・ 小口現金について、清算漏れとなっている経費が見受けられるため、適切な処理となるよう留意すること。

4 財産管理について

- ・ 就労継続支援B型サービス区分に本部経費と見受けられる経費が計上されているため、帰属するサービス区分にて計上すること。

5 決算について

- ・ 退職給付引当金及び退職給付引当資産について、現在1つの拠点に一括で計上されているが、それぞれ帰属する拠点で計上すること。
- ・ 2拠点間における拠点区分間貸付金及び借入金残高が整合していないため、適切な処理及び表示となるように対応すること。また当該貸付金及び借入金の計上に当たっては、内容を整理し、実態に合わせて計上すること。

8 その他

- ・ 国庫補助金等特別積立金においては、備忘価額を残さず取崩を行うこと。

【施設に対する文書指摘】

(施設会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳				
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等	特別養 護老人 ホーム
1 会計管理について	0	0%	0	0	0	0	0
2 会計書類について	0	0%	0	0	0	0	0
3 出納事務について	0	0%	0	0	0	0	0
4 財産管理について	4	80%	1	0	3	0	0
5 決算について	0	0%	0	0	0	0	0
6 収入について	0	0%	0	0	0	0	0
7 支出について	0	0%	0	0	0	0	0
8 その他	1	20%	0	0	1	0	0
合 計	5	-	1	0	4	0	0

※文書指摘事項の主な例

4 財産管理について

- ・ 固定資産に該当する物品について、固定資産への計上漏れが見受けられるため、適切に資産計上すること。
- ・ 工事費用について、全額を修繕費に計上されているが、資本的支出について再検討を行い、該当する部分については、固定資産に計上、管理すること。

8 その他

- ・ 国庫補助金等特別積立金の積立について一部積立て漏れが見受けられるため、適切に処理すること。

(職員処遇)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳				
			保育所(私立)	保育所(公立)	認定こども園	家庭的保育事業等	特別養護老人ホーム
1 職員配置について	5	56%	1	0	2	0	2
2 職員会議・研修について	0	0%	0	0	0	0	0
3 人事管理について	0	0%	0	0	0	0	0
4 規則・規程関係について	0	0%	0	0	0	0	0
5 健康管理について	0	0%	0	0	0	0	0
6 非常災害対策について	4	44%	1	0	1	1	1
合計	9	-	2	0	3	1	3

※文書指摘事項の主な例

1 職員配置について

- ・職員配置について、有資格者の数が職員数の配置基準を下回っている時間帯が見受けられるため、職員の配置基準を遵守すること。
- ・機能訓練指導員を配置すること。

6 非常災害対策について

- ・消火訓練を実施できていない月が見受けられるので、避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施すること。

(利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳			
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こども園	家庭的保育事業等
1 施設設備について	4	100%	1	2	1	0
2 保育方針計画について	0	0%	0	0	0	0
3 保育実施状況について	0	0%	0	0	0	0
4 健康管理について	0	0%	0	0	0	0
5 保育時間及び一斉休園について	0	0%	0	0	0	0
6 事故発生の防止等について	0	0%	0	0	0	0
7 苦情解決体制等について	0	0%	0	0	0	0
合 計	4	-	1	2	1	0

※文書指摘事項の主な例

1 施設設備について

- ・子どもの安全性確保のため、保育室の嘔吐処理キットは子どもの手の届かないところに保管すること。
- ・遊戯室の吊戸棚扉の落下防止対策を講じること。
- ・運営規定については、必要事項を変更し、その内容について保育幼稚園総務課に届け出ること。

(利用者支援（特別養護老人ホーム）)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 施設設備について	3	100%
2 支援方針計画について	0	0%
3 支援実施の状況について	0	0%
4 健康管理について	0	0%
5 事故発生の防止等について	0	0%
6 苦情解決体制等について	0	0%
合 計	3	-

※文書指摘事項の主な例

1 施設設備について

- ・浴室およびトイレ内の洗剤や消毒液については、入居者の誤飲の危険があるため、手の届かない所に保管する等対策を講じること。

(食事提供)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳				
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等	特別養 護老人 ホーム
1 運営形態・栄養管理について	4	29%	1	1	2	0	0
2 食事内容について	0	0%	0	0	0	0	0
3 運営状況について	1	7%	0	0	1	0	0
4 他機関の指導・助言等について	0	0%	0	0	0	0	0
5 給食経費について	1	7%	0	0	1	0	0
6 衛生管理について	8	57%	1	4	1	0	2
7 その他	0	0%	0	0	0	0	0
合 計	14	-	2	5	5	0	2

※文書指摘事項の主な例

1 運営形態・栄養管理について

- ・給与栄養量は3歳以上児の給与量の評価はしているが、3歳未満児についても給与栄養目標量との比較をし、過不足がないか評価すること。
- ・給与栄養量が給与栄養目標を満たしていないため、献立の見直しを行うこと。

6 衛生管理について

- ・温かい状態で提供される食品以外のものについて、調理終了後提供まで30分以上を要する場合は、10℃以下で保存すること。
- ・厨房内の網戸に破れが見られたため、昆虫等の侵入を防止するため修繕すること。
- ・保存食について、原材料、調理済み食品ともに液漏れがないように各食材50g程度ずつ保存すること。